

～平成29年10月1日施行です。就業規則の整備はお早めに！～

参加無料

改正育児・介護休業法に係る個別相談会

平成29年10月1日から改正育児・介護休業法が施行されます。

改正法では、保育園などに入れない場合、最長2歳まで育児休業が取れるようになります。

これに伴い就業規則の整備が必要となります。

徳島労働局雇用環境・均等室では、改正法に沿った取り組みを円滑に進めていただくため下記のとおり個別相談会を開催いたしますので、是非ご利用ください。

◆日 程 平成29年9月7日（木）

10:00～16:30

※相談時間は、概ね各企業30分程度とさせていただきます。

◆会 場 徳島地方合同庁舎 4階会議室

◆相談内容 育児・介護休業法について

（今回の改正だけでなく法全般について受け付けます）

◆お申込み 予約制ですので、事前に、裏面の申込書をFAXにて送付してください。
裏面申込書にご希望の時間帯を第3希望までご記入ください。
日程調整の結果、第1希望以外となった場合は、ご連絡します。

◆お問い合わせ・お申込み先

徳島労働局雇用環境・均等室

〒770-0851 徳島市徳島町城内6番地6 徳島地方合同庁舎4階

TEL：088-652-2718

FAX：088-652-2751

宛先：徳島労働局雇用環境・均等室あて

F A X : 0 8 8 - 6 5 2 - 2 7 5 1

(こちらの面をそのまま送信してください)

改正育児・介護休業法に係る個別相談会 参加申込書

会 社 名	
出席者役職・氏名	
電 話 番 号	

希望日時

希望日時につきまして、第1希望は「①」、第2希望は「②」、第3希望は「③」とご記入ください。調整の結果、第1希望以外となった場合のみ当室よりご連絡いたします(電話がない場合はそのままお越し下さい)。

	10:00	10:30	11:00	11:30	13:30	14:00	14:30	15:00	15:30	16:00
	~	~	~	~	~	~	~	~	~	~
9/7 (木)										

ご相談予定内容

※該当するものに○をつけてください

a	改正育児・介護休業法に沿った就業規則の整備(規定を持参ください。)
b	その他(具体的に: _____)

※ご記入いただいた個人情報は、本相談の管理運営のみに使用します